

和歌山市奨学金返還助成制度 参画企業 募集要項

和歌山市では、本市の人口減少に係る対策を推進し、及び本市の産業を担う人材の確保を図るため、独立行政法人日本学生支援機構、大学等、地方公共団体などが貸与する奨学金を借り入れた学生が、卒業後に市内の医療、福祉・介護系の法人又は中小企業に就職し、3年間定着した場合に、企業と本市が連携して奨学金の返還を支援する「和歌山市奨学金返還助成制度」を実施しています。

つきましては、**本制度の趣旨に賛同し、参画いただける企業を募集**します。

1 対象企業

次の（1）及び（2）のいずれにも該当する企業を対象とします。

（1）次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 医療、福祉・介護系の法人

和歌山市内（以下「市内」という。）に事業所を有し、日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められた産業に関する分類をいう。）に掲げる中分類83—医療業、小分類564—ドラッグストア、小分類603—医薬品・化粧品小売業、小分類819—幼保連携型認定こども園、小分類853—児童福祉事業又は小分類854—老人福祉・介護事業に係る事業を行う法人

イ 中小企業（業種不問）

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者のうち、市内に事業所を有するもの

業種分類	中小企業者		小規模企業者
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
1 製造業、建設業、運輸業 その他の業種（2～4を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
2 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
3 サービス業	5,000万円以下		
4 小売業		50人以下	

（2）次のアからカのいずれにも該当すること。

- ア 法令に基づき、雇用保険、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入していること。
- イ 和歌山市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項又は第5項に規定する営業を行う企業又はこれらの営業の全部若しくは一部を受託していないこと。
- エ 市税を滞納していないこと。
- オ 労働関係法規等の法令に違反していないこと。
- カ その他、本制度の信頼を損なうおそれがないこと。

2 参画申込条件

- (1) 交付対象者を採用したときは、市内の事業所等において、期限の定めのない雇用形態で勤務させること。
ただし、医療、福祉・介護系の法人にあつては、当該交付対象者を専門的職種として勤務させること。
- (2) 交付対象者が同一の参画企業において**3年間継続して勤務**したときは、毎年**12月末日**までに、当該交付対象者に係る助成金の額の2分の1に相当する額を、**本市に一括して支払う**こと。
当該交付対象者の**就職後**に参画企業が本制度への参画を廃止したときであっても、同様とする。
- (3) 本申込書に記載した**採用予定人数の範囲内**で採用した交付対象者については、**必ず交付対象**として取り扱うこと。
また、本申込書に記載した採用予定人数を上回る交付対象者を採用した場合など、交付対象者であっても交付対象としない者が生じるときは、採用後速やかに、参画企業において公平かつ公正に**交付対象者を選定**し、その結果を**本人及び本市に通知**すること。
(学生側へは交付対象者募集要項において、「参画企業が、本制度を適用した採用予定人数を上回る交付対象者を採用した場合には、当該参画企業において交付対象者を選定するため、交付対象者の要件を満たす者であっても、交付対象とならない場合がある」ことを記載し、案内しております。)
- (4) 本申込書に記載した採用予定人数を上回る交付対象者を採用した場合など、交付対象者であっても交付対象とならない可能性があるときは、その旨を自社のホームページや広報物等により、あらかじめ周知に努めること。
- (5) 「和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱」及び「和歌山市奨学金返還助成制度参画企業募集要項」を遵守すること。
- (6) **本市ホームページ等の参画企業一覧への掲載**について了承すること。
- (7) 交付対象者が就職後に本市へ提出する書類の発行等に協力すること。
- (8) 自社のホームページや広報物等を活用し、本制度について学生への周知に努めること。
- (9) インターンシップや企業説明会等を実施し、学生が企業研究を行う機会の確保に積極的に努めること。
- (10) 本制度の趣旨に賛同し、本制度の推進及び本市が求める必要な事項について協力すること。

3 助成条件

交付対象者が本制度の助成を受けるための条件は次のとおりです。

- (1) 大学等を卒業（修了）した翌年度に参画企業に就職し、就職後3年間、市内に居住し、かつ同一の参画企業に継続して勤務していること。
- (2) その他、全ての交付要件を満たしていること。

4 助成額

最大150万円（25万円×奨学金借入月数/12） ※上限72か月

（例）2年制の場合 上限50万円、4年制の場合 上限100万円、6年制の場合 上限150万円

※採用した交付対象者が、3年間市内に居住し、かつ同一の参画企業に継続して勤務した場合、**参画企業に助成額の2分の1を出捐（負担）**していただきます。

5 募集対象となる学生

独立行政法人日本学生支援機構、大学等、都道府県・市町村、市長が認める機関から奨学金の貸与を受けている大学生、短期大学生、大学院生、高等専門学校生、専門学校生

※参画企業に、専門的職種（看護師、薬剤師、保健師、歯科衛生士、歯科技工士、保育教諭、保育士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、視能訓練士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士）で就職する予定である場合は、資格を取得する見込みである者

6 学生の募集期間

卒業年度の前年度～卒業年度の2月末

7 出捐対象となる採用年度

参画翌年度の4月採用～参画辞退年度の4月採用

8 参画申込方法

本制度の趣旨に賛同し参画いただける企業は、次の書類を**持参又は郵送**で提出してください。必要に応じて追加書類の提出等を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

「医療、福祉・介護系の法人」で参画する場合

- ・「和歌山市奨学金返還に係る助成制度参画申込書（医療、福祉・介護系の法人用）」【別記様式第1号】
- ・履歴事項全部証明書（写し可）

「中小企業（業種不問）」で参画する場合

- ・「和歌山市奨学金返還に係る助成制度参画申込書（中小企業用）」【別記様式第2号】
- ・履歴事項全部証明書（写し可）（法人のみ）
- ・従業員数が確認できる書類（写し可）（法人のみ）
- ・開業届出書（写し可）（個人事業主のみ）
- ・確定申告書の収支内訳書（写し可）（個人事業主のみ）

※「医療、福祉・介護系の法人」と「中小企業（業種不問）」の**いずれにも**参画する場合は、上記の**両方の申込書様式及び添付資料**を提出してください（履歴事項全部証明書は1通で可）。

9 参画申込期間

通年

10 参画登録内容の変更・廃止

一度申込みを行っていただくことで、採用予定人数など**すべての申込内容が翌年度以降も継続して登録**されます。

登録内容に変更が生じた場合や参画を辞退する場合は、その都度、「和歌山市奨学金返還に係る助成制度参画登録変更・廃止届出書」【別記様式第3号】を必ず提出してください。

11 詳しくは和歌山市HP



<お申込み・お問合せ先>

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
和歌山市 総務局 総務部 総務課 総務班
電 話：073-435-1018 (直通)
F A X：073-423-4625
E-mail：soumu@city.wakayama.lg.jp